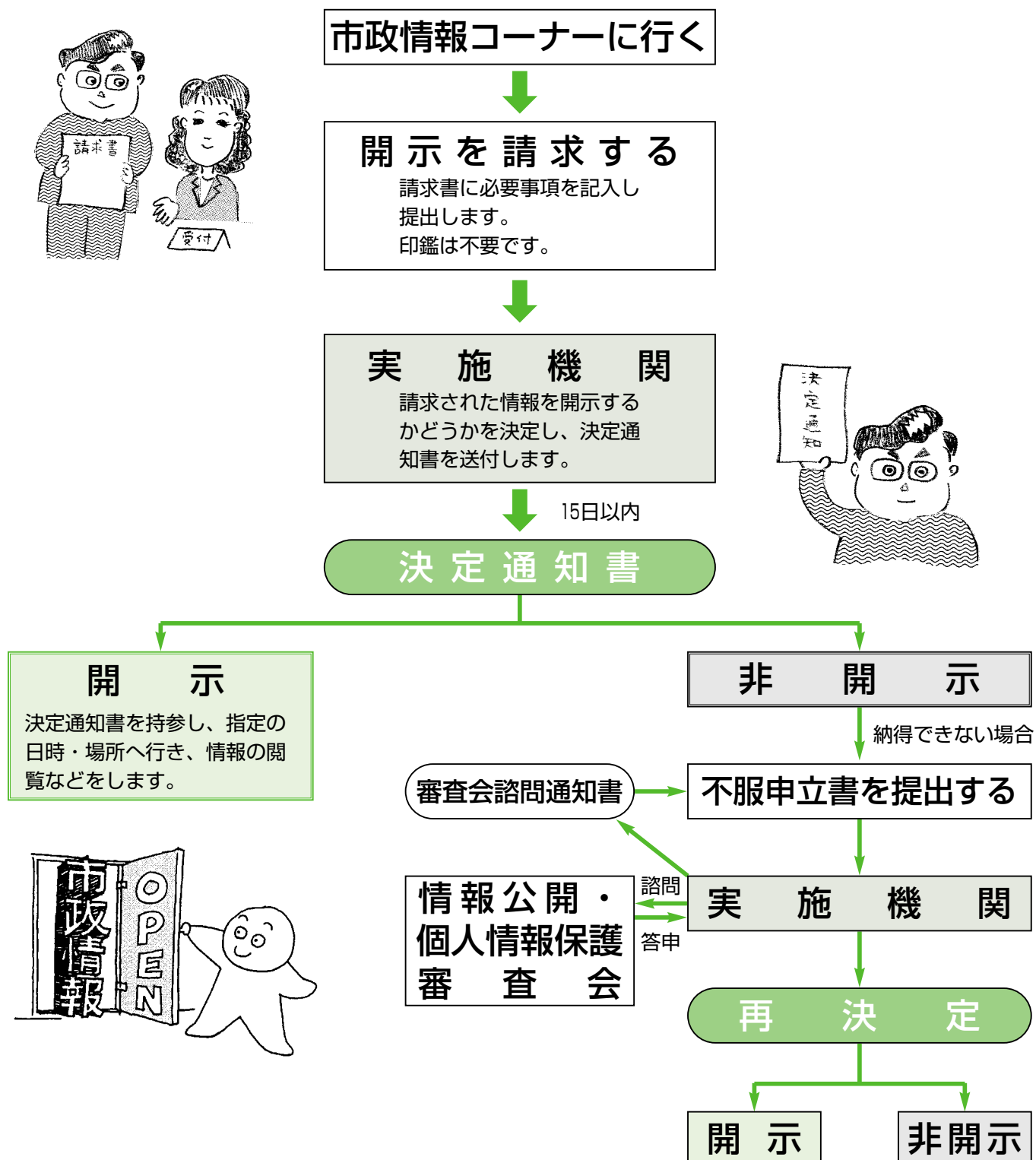


# 公文書・個人情報の開示

## 情報公開・個人情報保護 請求から開示まで



# 請求は市政情報コーナーへ

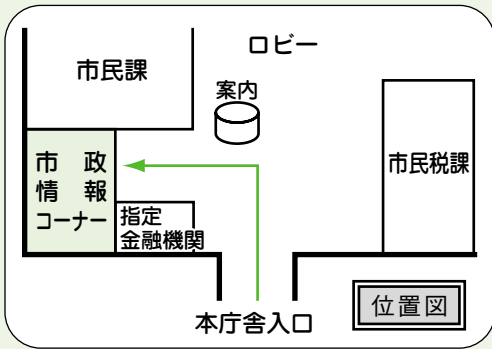
**4月2日(月)から  
市役所本庁舎1  
階に市政情報コ  
ーナーを開設し  
ます**

情報公開制度・個人情報保護  
制度の請求の受け付けや相談の  
ほか、市の刊行物などによる情  
報の提供を行います。

☆手数料は無料です

情報公開制度・個人情報保護  
制度ともに公文書の閲覧は無料  
です。

なお、コピー料金は、A3判  
以内1枚10円(カラーコピーの  
場合は1枚50円)です。



## 情報公開制度 Q & A

**Q 請求できる文書は？**

平成12年4月1日以降に市が作成  
し、または取得したすべての公文書  
が対象になります。

公文書とは、市の職員が職務の上  
で作成や取得をした文書・図画・写  
真・フィルム・録音テープ・磁気デ  
イスクなどで、市の仕事をするため  
に保有しているものです。

**Q 請求できる人は？**

すべての個人・法人など誰でも  
請求できます。市民以外でも請求で  
きます。

**Q 請求の手続きは？**

市政情報コーナーに備え付けの請  
求書に、必要事項を記入して提出し

## 個人情報保護制度 Q & A

**Q 個人情報とは？**

氏名、住所、生年月日、性別、学  
歴、職歴、病歴、所得など個人に関  
するすべての情報です。

**Q 市が個人情報を取り扱うときのル  
ールは？**

○個人情報の収集の制限

個人情報を収集するときは、その  
目的をはっきりさせ、必要以上の個  
人情報は収集しません。また、個人  
情報は、原則として本人から収集し  
ます。

○個人情報の利用・提供の制限

個人情報は、事務の目的の範囲内  
で利用や提供をします。目的外に利

てくください。見たい文書の名称など  
がわからないときは係員にご相談く  
ださい。

**Q 見ることができない日時などは？**

原則として、請求から15日以内に  
開示できるかどうかを決定し、開示  
する日時・場所を連絡します。

**Q 見ることができない情報は？**

個人に関する情報や、法律などで  
見せることができないと定められた  
情報などがあります。

**Q 実施機関が行った決定に納得でき  
ないときは？**

実施機関に不服申立てができます。  
その場合、実施機関は、弁護士など  
学識経験者で構成される審査会の意  
見を聞き、その意見を尊重して不服  
申立てに対する決定を行います。

用、提供できるのは、本人の同意が  
あるときや法令に定めがあるときな  
どに限りです。

○個人情報の適正管理

市は、個人情報がもれたり、無く  
なったりしないように、適正な管理  
と必要な措置を講じます。また、必  
要がなくなった個人情報速やかに  
廃棄します。

**Q 請求できることは？**

○開示の請求

市が保有する公文書に含まれる自  
分の個人情報の閲覧などが請求でき  
ます。ただし、法律などで見せるこ  
とができないとした情報など、例外  
的に請求があっても開示されない個  
人情報もあります。

○訂正の請求

自分の個人情報が事実と違ってい  
たときは、訂正を請求できます。こ  
の場合、訂正を求める内容が事実で  
あることを証明する書類などの提出  
または提示が必要です。

○削除の請求

自分の個人情報が収集制限に反し  
て不当に収集したものであるときは、  
削除を請求できます。

**Q 請求の手続きは？**

市政情報コーナーに備え付けの請  
求書に、必要事項を記入して提出し  
てください。なお、本人であること  
を確認するために、運転免許証、健  
康保険証などの提示が必要です。

